

別居、離婚における、親子が守られる環境整備を求める意見書

我が国は、民法第819条にあるように、両親が離婚する際は、子どもの親権をどちらか一方と定める世界でも数少ない単独親権制度採用国である。また、3組に1組が離婚する時代であり、2020年度の出生数は84万人と深刻な少子化が続いている。さらに、イクメンという言葉に代表されるように、父親の育児参加も増加しており、両親が子育てを担う時代である。

民法第766条に「父母が協議上の離婚をするときは、(中略)子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とあるが、別居や離婚をする際の子どもの環境について、当事者夫婦任せの状況や、司法の介入が非常に遅く、これらが親権・監護権争いを激化させる要因の一つとなっている。

現在、法務省の法制審議会において、家族法制の見直しが行われているが、子どもは日々成長しており、慎重かつ迅速な対応が何より必要である。

離婚に伴う親子の環境を守るため、親や子どもたちの権利、利益を守るためにも、迅速な見直しや改善がされるよう、次の事項について、強く要望する。

- 1 別居・離婚の際に紛争が見られる場合は、子どもの権利を守る視点から迅速な司法介入を行い、直ちに子どもの率直な意思確認や環境確認を実施し、親子関係が一方に偏らない環境整備を行うこと。
- 2 一方的な子どもの連れ去り、引き離しを防止するため、子どもにとって緊急的避難が認められないと裁判所等が判断した場合は、離れて暮らす親子の環境を直ちに戻すよう努めること。
- 3 親権者・監護者決定においては寛容性も重視し、双方の親が子の健やかな養育に十分に関われる時間を確保すること。
- 4 養育費不払いに関する対策、正当な理由なき面会交流の不履行については親権停止・喪失を含む処置を検討し、子の利益を守ること。
- 5 別居・離婚後も、双方の親が子育てに責任を持ち、金銭面・精神面の養育に関われる法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

伊勢原市議会